

精神科外来で“面接と連携”を行う支援が、診療報酬化されています！ご存じですか？

2022年4月の診療報酬の改定において、通院精神療法の加算として「精神科療養生活継続支援加算/月1回350点」が新設されました。

精神保健福祉士をはじめとする専門職が、地域で暮らす方々を支える取り組みが制度として評価された加算です。

本制度を理解し、活用していきましょう！

私たち、精神保健福祉士が外来で行う業務が診療報酬で評価されているんだね！



日頃の他機関連携が報酬化されているんだって。ぜひ、活用してみたいね。



面談以外にも、訪問、同行支援、ケア会議も算定できるんだ！



資料

○公益社団法人日本精神保健福祉士協会 精神医療委員会
・療養生活継続支援加算について

https://www.jamhsw.or.jp/backnumber/oshirase/2025/2510kasan_data.pdf



○厚生労働省 保険局医療課

・令和6年度診療報酬改定の概要【重点分野Ⅱ（認知症、精神医療、難病患者に対する医療）】
(P15:療養生活環境整備指導加算及び療養生活継続支援加算の見直し)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001238907.pdf>



・令和4年度診療報酬改定の概要個別改定事項IV（精神医療）
(P12:精神疾患を有する者の地域定着に向けた多職種による支援の評価)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000912335.pdf>



○国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部
・療養生活継続支援加算について[YouTube動画]

<https://www.youtube.com/@ncnpnimhchiiki-h4p/videos>

